株主のみなさまへ

2019年度 報告書

2019年4月1日～2020年3月31日

四国電力株式会社

目 次

（第96回定時株主総会招集ご通知添付書類）

事業報告…… 1
連結計算書類……15
計算書類……17
監査報告書……19

（ご参考）

株式 Information……25

（第96回定時株主総会招集ご通知添付書類）

事　業　報　告

（2019年４月１日から2020年３月31日まで）

1.　企業集団の現況に関する事項

(1)　事業の経過および成果

2019年度の当社グループは，電力小売りにおける競争が一層進展するなか，徹底したコスト効率の改善により競争力の強化をはかるとともに，情報通信事業や海外での発電事業，さらには新たな収益源の開拓にも取り組むなど，収益力の維持・向上に努めてまいりました。

こうしたなか，当社の重要な基幹電源である伊方発電所３号機につきましては，本年１月，広島高等裁判所において，運転差し止めを命じる仮処分決定が出されました。同決定につきましては，到底承服できるものではないことから，当社は，本年２月，同裁判所に対して，異議申立てを行いました。また，伊方発電所におきましては，本年１月以降，重大トラブルが連続して発生したことを受け，それらの原因究明と再発防止に取り組むなど，安全性向上の追求に全力で努めております。

当年度の連結決算の収支につきましては，営業収益(売上高)は，卸販売収入や再生可能エネルギー固定価格買取制度に基づく交付金などが増加したものの，競争の進展や燃料費調整額の減少などから小売販売収入が大幅に減少したことにより，前年度に比べ0.6％減の7,331億円となりました。

一方，営業費用は，伊方発電所３号機の稼働増等に伴い需給関連費が減少したほか，経営全般にわたる費用削減に努めた結果，前年度に比べ1.4％減の7,018億円となりました。

以上の結果，営業利益は55億円増益の312億円，経常利益は28億円増益の279億円，親会社株主に帰属する当期純利益は11億円増益の180億円となりました。

（ご参考）売上高の推移

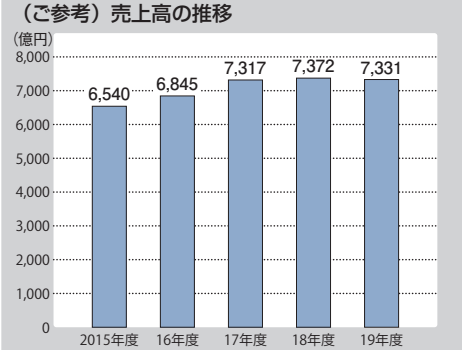

（ご参考）経常利益と親会社株主に帰属する当期純利益の推移

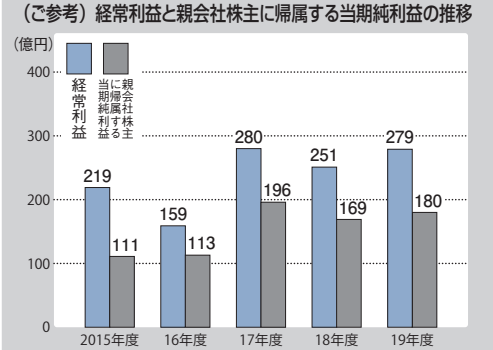

事業別の売上高の状況は，次のとおりです。

[電気事業]

当年度の小売販売電力量は，契約電力の減少や前年度の夏季が高気温であった反動減などにより，前年度に比べ3.9％減の223億96百万キロワット時となりました。また，卸販売電力量は，前年度に比べ59.7％増の74億24百万キロワット時となりました。

この結果，総販売電力量は，前年度に比べ6.7％増の298億20百万キロワット時となり，売上高は，前年度に比べ1.3％減の6,314億円となりました。

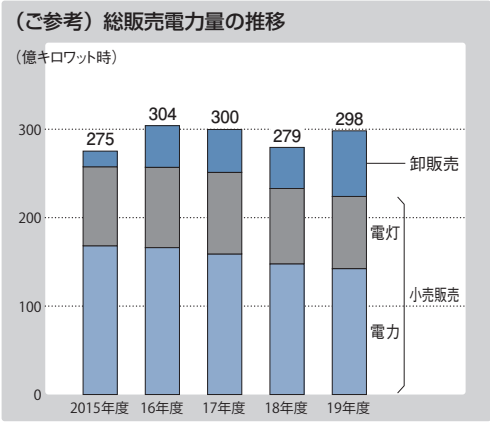

[その他の事業]

その他の事業につきましては，情報通信事業における光通信サービスの収入増などから，売上高は，前年度に比べ4.1％増の1,017億円となりました。

（売上高の内訳）

	2018年度（億円）	2019年度（億円）	前年度比	
			増減額（億円）	増減率（％）
電気事業	6,396	6,314	△ 82	△ 1.3
その他の事業	976	1,017	41	4.1
合計	7,372	7,331	△ 41	△ 0.6

(2) 設備投資の状況

当年度の電気事業の設備投資につきましては，前年度に引き続き必要工事の厳選や設計の合理化，機器仕様の見直しなどによるコスト低減に努めるとともに，中長期的な安定供給基盤の強化をはかるため，東日本大震災を踏まえた伊方発電所の追加安全対策工事をはじめ，西条発電所１号機のリプレース工事や供給信頼度を維持するための設備更新工事などを実施いたしました。この結果，設備投資額につきましては，前年度に比べ5.7％増の773億円となりました。

また，その他の事業の設備投資額は，前年度並みの119億円となりました。

（設備投資額の内訳）

	2018年度（億円）	2019年度（億円）	前年度比	
			増減額（億円）	増減率（％）
電気事業	732	773	41	5.7
その他の事業	117	119	2	1.6
合計	849	893	44	5.1

(3) 資金調達の状況

当年度の資金調達は，社債450億円，長期借入金678億円の合計1,128億円となりました。

（社債および借入金の内訳）

（億円）

	調達	返済	増減
社債	450	500	△ 50
長期借入金	678	500	178
合計	1,128	1,000	128

⑷　対処すべき課題

当社グループのコア事業である電気事業におきましては，電力小売全面自由化の進展に伴い，新規参入事業者に加え，旧一般電気事業者との間においても，お客さま獲得競争が激しさを増しております。

また，電力取引における新たな市場メカニズムの整備や温室効果ガスの排出削減に向けた環境規制の強化，自然災害に備えた電力供給におけるレジリエンス強化への諸施策など，今後の当社グループの事業経営に大きな影響を及ぼす様々な政策・規制面の見直しが進められております。

さらに，新型コロナウイルス感染症に適切に対応していくことが，当社グループにおきましても喫緊の課題となっております。

こうしたなか，当社は，電気事業法が定める送配電事業の法的分離に対応するため，本年４月１日に，一般送配電事業を完全子会社である四国電力送配電株式会社に承継させましたが，当社および四国電力送配電株式会社は，大規模災害や感染症の長期化などの事態が生じた場合におきましても，引き続き，社会的責任を果たすべく，電力の安定供給に万全を期してまいります。

また，重要な基幹電源である伊方発電所３号機につきましては，運転差し止めを命じる仮処分決定の早期の取り消しに向けて全力を尽くすとともに，特定重大事故等対処施設設置工事の早期完了に向けて，安全を大前提に，懸命に取り組んでまいります。

当社グループが，責任あるエネルギー事業者として，中長期にわたって持続的な成長を達成していくためには，安全性を最優先に，供給安定性・経済効率性・環境適合性をバランスよく維持することを基本に，短期的な課題の解決はもとより，将来を見据えた先行的な取り組みを着実に実施していく必要があります。

このような認識のもと，当社グループは，「電気事業における今後の収益性向上に向けた足固め」と「将来の収益源となる事業の開発・実施に向けた検討の加速」を最重要課題と位置づけ，グループ一丸となってこれらの課題に取り組んでまいります。

①　電気事業における今後の収益性向上に向けた足固め

電力販売におきましては，既存のお客さまの繋ぎ止めや四国域外を含めた新たなお客さまの獲得を目指すとともに，電力取引市場等も有効に活用し，電気事業における収益力の維持・拡大に努めてまいります。

加えて，ベースロード電源の稼働率の最大化をはかる一方，低・不稼働設備の休廃止や集約化，資機材等の調達コストを低減することなどにより，最適な設備形成と関連費用の削減を徹底して進めてまいります。

② 将来の収益源となる事業の開発・実施に向けた検討の加速

電気事業以外の分野におきましては，情報通信事業や海外でのエネルギー事業をはじめ，さらなる拡大に向けた積極的な展開をはかってまいります。また，当社グループが保有する設備，知的財産，人材，情報などの経営資源はもとより，IoTやAIなどの新技術やスタートアップ企業を含む幅広い事業者の知見も活用した新たな事業の創出につきましても，検討を加速させてまいります。

当社グループといたしましては，今後とも円滑な事業運営を進めていくために，株主・投資家の皆さまをはじめとするステークホルダーの方々に当社グループの事業活動へのご理解を一層深めていただけるよう努めてまいります。

また，当社グループは，コンプライアンスの徹底，透明・公正な情報開示，環境保全，地域共生活動の推進，コーポレートガバナンスの充実，従業員活力の維持・向上など，持続的価値創造の基盤となる社会的責務の遂行に真摯に取り組んでいくことにより，信頼され，評価・選択される企業グループを目指してまいります。

株主の皆さまにおかれましては，今後とも，当社グループの事業に対し，なお一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 財産および損益の状況の推移

区分＼年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
売上高(億円)	6,845	7,317	7,372	7,331
営業利益(億円)	200	292	257	312
経常利益(億円)	159	280	251	279
親会社株主に帰属する当期純利益(億円)	113	196	169	180
1株当たり当期純利益(円)	55.11	95.55	82.53	87.92
総資産(億円)	13,012	13,302	13,539	13,736
総資産利益率(%)	1.8	2.7	2.4	2.5
自己資本当期純利益率(%)	3.9	6.4	5.4	5.6
自己資本比率(%)	23.3	23.5	23.6	23.6

(注) 総資産利益率は，経常利益に支払利息を加えた事業利益に基づき算出しております。

⑹ 重要な子会社等の状況

① 重要な子会社の状況

会　社　名	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社ＳＴＮｅｔ	百万円 3,000	% 100.0	電気通信サービス，情報システムサービス
株式会社ケーブルメディア四国	2,000	70.0	有線テレビジョン放送，電気通信サービス
ケーブルテレビ徳島株式会社	499	75.6	有線テレビジョン放送，電気通信サービス
四国計測工業株式会社	480	100.0	計測機器等の製造・販売
坂出ＬＮＧ株式会社	450	70.0	LNGの貯蔵・気化
四電エンジニアリング株式会社	360	100.0	電気・機械・土木・建築工事の設計・施工
四電ビジネス株式会社	300	100.0	ビル賃貸，機器・資材等の販売

（注）1. 連結子会社12社のうち，資本金１億円超の７社を記載しております。
2. 出資比率には，子会社を通じた間接保有を含んでおります。
3. 当社は，2020年４月１日に，当社が営む一般送配電事業を吸収分割により四国電力送配電株式会社（本社：香川県高松市）に承継させました。同日現在の同社の状況は次のとおりであります。

会　社　名	資本金	出資比率	主要な事業内容
四国電力送配電株式会社	百万円 8,000	% 100.0	一般送配電事業

② 重要な関連会社の状況

会　社　名	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社四電工	百万円 3,451	% 30.8	配電・送電等の電気工事の設計・施工
Sharjah Hamriyah Independent Power Company PJSC	80,714 (千米ドル)	15.0	火力発電事業
TTCL Gas Power Pte. Ltd.	49,500 (千米ドル)	30.0	海外事業への投資および融資

(注) 1. 持分法適用関連会社5社のうち，資本金1億円超の3社を記載しております。
2. 出資比率には，子会社を通じた間接保有を含んでおります。

(7) 主要な事業内容

事業区分	主要な事業内容
電気事業	電力供給
その他の事業	電気通信サービス，情報システムサービス，有線テレビジョン放送，電気・計測機器等の製造・販売，LNGの貯蔵・気化・供給，電気・機械・土木・建築工事の調査・設計・施工，ビル賃貸，機器・資材等の販売，研究開発，熱供給，海外事業の管理

⑻ 主要な事業所

① 当社の主要な事業所

a．本　店　（香川県高松市）

b．支店等　徳 島 支 店（徳島県徳島市）　高 知 支 店（高知県高知市）
愛 媛 支 店（愛媛県松山市）　香 川 支 店（香川県高松市）
東 京 支 社（東京都千代田区）

c．発電所　〔水　力〕

本川発電所（高知県）	615,000キロワット
蔭平発電所（徳島県）	46,650キロワット
平山発電所（高知県）	44,400キロワット
広野発電所（徳島県）	36,500キロワット
大渡発電所（高知県）	33,000キロワット
（他 52ヵ所	376,946キロワット）
（合　　計	1,152,496キロワット）

〔火　力〕

坂出発電所（香川県）	1,385,000キロワット	（石油，ガス）
阿南発電所（徳島県）	900,000キロワット	（石　　油）
橘湾発電所（徳島県）	700,000キロワット	（石　　炭）
西条発電所（愛媛県）	406,000キロワット	（石　　炭）
（合　　計	3,391,000キロワット）	

〔原子力〕

伊方発電所（愛媛県）　890,000キロワット

〔太陽光〕

松山発電所（愛媛県）　2,042キロワット

d．送配電カンパニー支社　徳 島 支 社（徳島県徳島市）　池 田 支 社（徳島県三好市）
高 知 支 社（高知県高知市）　中 村 支 社（高知県四万十市）
松 山 支 社（愛媛県松山市）　宇和島支社（愛媛県宇和島市）
新居浜支社（愛媛県新居浜市）　高 松 支 社（香川県高松市）

（注）送配電カンパニー支社につきましては，2020年４月１日に，当社が営む一般送配電事業を吸収分割により四国電力送配電株式会社に承継させたことに伴い，2020年３月31日付で廃止いたしました。

② 重要な子会社の主要な事業所（本店）

a．株式会社ＳＴＮｅｔ	香川県高松市
b．株式会社ケーブルメディア四国	香川県高松市
c．ケーブルテレビ徳島株式会社	徳島県徳島市
d．四国計測工業株式会社	香川県仲多度郡多度津町
e．坂出ＬＮＧ株式会社	香川県坂出市
f．四電エンジニアリング株式会社	香川県高松市
g．四電ビジネス株式会社	香川県高松市

(9) 従業員の状況

事業区分	従業員数（前年度末比増減）
電気事業	4,361名（88名減）
その他の事業	3,782名（24名増）
合計	8,143名（64名減）

(10) 主要な借入先

借入先	借入金残高
日本生命保険相互会社	601 億円
株式会社伊予銀行	390
株式会社百十四銀行	390
明治安田生命保険相互会社	340
株式会社みずほ銀行	290
株式会社日本政策投資銀行	250
株式会社四国銀行	200
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	199
株式会社阿波銀行	135
全国共済農業協同組合連合会	100

2. 会社の状況に関する事項

(1) 株式の状況

① 発行可能株式総数　7億7,295万6,066株

② 発行済株式の総数　2億2,308万6,202株

③ 株主数　81,036名

④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	13,905	6.70
株式会社伊予銀行	8,851	4.26
株式会社百十四銀行	8,846	4.26
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	7,280	3.51
住友共同電力株式会社	7,062	3.40
高知県	6,230	3.00
日本生命保険相互会社	5,923	2.85
四国電力従業員持株会	4,453	2.15
明治安田生命保険相互会社	4,001	1.93
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	3,697	1.78

(注) 持株比率は，自己株式(15,545千株)を控除して計算しております。

⑤ 2019年度における自己株式の取得，処分等および保有

a．取得株式

普通株式　7,675株

取得価額の総額　793万6,093円

(注) すべて単元未満株式の買取請求に応じたものであります。

b．処分株式

普通株式　174株

処分価額の総額　42万8,583円

(注) すべて単元未満株式の買増請求に応じたものであります。

c．決算期における保有株式

普通株式　1,554万5,057株

(2) 会社役員の状況

① 取締役の氏名等

氏　　名	地　位　お　よ　び　担　当
佐　伯　勇　人	取締役会長
長　井　啓　介	取締役社長　社長執行役員
真　鍋　信　彦	取締役　副社長執行役員　火力本部長
横　井　郁　夫	取締役　副社長執行役員　送配電カンパニー社長
山　田　研　二	取締役　副社長執行役員　原子力本部長，土木建築部担当
白　井　久　司	取締役　常務執行役員　事業開発室長，経理部・資材部・情報システム部担当
西　崎　明　文	取締役　常務執行役員　総務部・立地環境部・人事労務部・総合研修所・総合健康開発センター・東京支社担当
小　林　　功	取締役　常務執行役員　総合企画室長，再生可能エネルギー部・広報部担当
山　﨑　達　成	取締役　常務執行役員　営業推進本部長
新　井　裕　史	取締役監査等委員（常勤）監査等委員会委員長
川　原　　央	取締役監査等委員（常勤）
森　田　浩　治	取締役監査等委員
井　原　理　代	取締役監査等委員
竹　内　克　之	取締役監査等委員
香　川　亮　平	取締役監査等委員

（注）1. 2019年６月26日付で執行役員制度を見直し，新たに社長執行役員および副社長執行役員を設けました。
2. 取締役会長，取締役社長 社長執行役員および取締役 副社長執行役員は，いずれも代表取締役であります。
3. 取締役会長　千葉昭，取締役副社長　玉川宏一，常務取締役　守家祥司および取締役監査等委員　松本真治は，いずれも2019年６月26日に任期満了により退任いたしました。また，取締役 副社長執行役員　横井郁夫は，2020年３月31日に辞任いたしました。
4. 取締役監査等委員　森田浩治，同　井原理代，同　竹内克之および同　香川亮平は，いずれも会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
5. 取締役監査等委員　森田浩治，同　井原理代，同　竹内克之および同　香川亮平は，いずれも株式会社東京証券取引所が定める独立役員であります。
6. 取締役監査等委員　井原理代は，当社の特定関係事業者（株式会社四電工）の常務取締役の三親等の親族であります。
7. 当社は，会社法第427条第１項および定款の規定により，社外取締役との間で，同法第423条第１項の責任を法令の定める限度額に限定する旨の契約を締結しております。
8. 取締役監査等委員　新井裕史は，約40年にわたって当社の経理業務に携わり，この間，経理部長，経理部担当役員を歴任しており，財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
9. 重要会議への出席，業務執行部門からの情報収集および内部監査部門等との連係を日常的に行うことを通じて，監査の実効性をより高めるために，取締役監査等委員　新井裕史および同　川原央を常勤の監査等委員に選定しております。

② 取締役の重要な兼職の状況

氏　名	兼職先および兼職の内容	
佐伯勇人	四国経済連合会	会長
長井啓介	四国生産性本部	会長
横井郁夫	四国電力送配電株式会社	取締役社長
白井久司	株式会社ＳＴＮｅｔ 株式会社四電工	取締役 取締役
西崎明文	四電エンジニアリング株式会社 四電ビジネス株式会社	取締役 取締役
小林　功	坂出ＬＮＧ株式会社	取締役
山﨑達成	四国計測工業株式会社 四電ビジネス株式会社	取締役 取締役
新井裕史	株式会社ＳＴＮｅｔ 四電エンジニアリング株式会社	監査役 監査役
川原　央	四国計測工業株式会社 坂出ＬＮＧ株式会社 四電ビジネス株式会社 株式会社四電工	監査役 監査役 監査役 監査役
森田浩治	株式会社伊予銀行	相談役
井原理代	株式会社百十四銀行	取締役 監査等委員
竹内克之	旭食品株式会社	相談役
香川亮平	株式会社百十四銀行	取締役 専務執行役員 兼ＣＣＯ

（注）1. 当社は，社外取締役の兼職先のうち，株式会社伊予銀行，株式会社百十四銀行および旭食品株式会社との間に電力供給の取引がありますが，その年間取引額は，いずれも当社の2019年度連結売上高の１％未満であります。また，当社は，株式会社伊予銀行および株式会社百十四銀行との間に，資金の借入等の取引があります。その他の社外取締役の兼職先と当社との間には，特別の関係はありません。

2. 取締役監査等委員　川原央は，2020年４月１日付で，四国電力送配電株式会社の監査役に就任いたしました。

③　取締役の報酬等の総額

区　　分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		支給人数
		月額報酬	株式報酬	
取　締　役 （監査等委員を除く。）	351百万円	325百万円	26百万円	12名
取締役（監査等委員）	94百万円	94百万円	―	7名
合　　計	446百万円	420百万円	26百万円	19名

（注）1. 株式報酬の金額は，当該事業年度の費用計上額を記載しております。
2. 報酬等の総額および支給人数には，2019年６月26日開催の第95回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役および2020年３月31日に辞任した取締役に対する報酬等の額および当該取締役の人数を含めております。
なお，株式報酬については，対象となる取締役の人数は９名であります。
3. 報酬等の総額のうち，社外取締役４名分は33百万円であります。

④　社外取締役の主な活動状況

2019年度の取締役会および監査等委員会への出席状況は次のとおりであり，各社外取締役は，独立した客観的な立場から適宜発言を行っております。

氏　　名	出　席　状　況
森　田　浩　治	当年度開催の取締役会11回，監査等委員会18回のすべてに出席いたしました。
井　原　理　代	当年度開催の取締役会11回のうち10回に，監査等委員会18回のうち16回に出席いたしました。
竹　内　克　之	当年度開催の取締役会11回，監査等委員会18回のすべてに出席いたしました。
香　川　亮　平	2019年６月26日就任以来開催の取締役会９回のうち８回に，監査等委員会14回のすべてに出席いたしました。

⑶　会計監査人の状況

①　会計監査人の名称　　有限責任監査法人トーマツ

②　会計監査人の報酬等の額等

a	当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額	71百万円
b	当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	113百万円

（注）1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず，実質的にも区分できないため，ａの金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は，社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて，会計監査人の監査計画の内容，職務遂行状況，報酬見積の算出根拠などを確認し，審議した結果，これらの内容は妥当であると判断したため，会計監査人としての報酬等の額について同意しております。

③　会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第１項各号に該当する場合，監査等委員会は，監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任することとしております。

また，上記の場合のほか，会計監査人に当社の監査を継続させることが相当でないと判断する合理的な理由がある場合には，監査等委員会は，会計監査人の解任または不再任を株主総会の議案とすることとしております。

連結貸借対照表

（2020年３月31日現在）

科目	金額（百万円）	科目	金額（百万円）
（資産の部）		（負債の部）	
固定資産	**1,158,444**	**固定負債**	**832,570**
有形及び無形固定資産	921,722	社債	319,987
水力発電設備	63,935	長期借入金	326,160
汽力発電設備	76,038	退職給付に係る負債	24,318
原子力発電設備	104,053	資産除去債務	124,731
送電設備	122,267	その他	37,372
変電設備	75,130		
配電設備	202,960	**流動負債**	**206,609**
その他の固定資産	103,295	１年以内に期限到来の固定負債	74,037
建設仮勘定及び除却仮勘定	111,375	支払手形及び買掛金	37,894
原子力廃止関連仮勘定	43,633	未払税金	14,942
使用済燃料再処理関連加工仮勘定	19,032	その他	79,734
核燃料	93,461	**引当金**	**7,811**
加工中等核燃料	93,461	渇水準備引当金	7,811
投資その他の資産	143,261	**負債合計**	**1,046,992**
長期投資	57,203		
繰延税金資産	33,452		
退職給付に係る資産	2,476	（純資産の部）	
その他	50,148	**株主資本**	**321,240**
貸倒引当金	△ 19	資本金	145,551
		資本剰余金	35,198
流動資産	**215,195**	利益剰余金	182,178
現金及び預金	55,461	自己株式	△ 41,687
受取手形及び売掛金	96,067		
たな卸資産	28,658	**その他の包括利益累計額**	**3,300**
その他	35,117	その他有価証券評価差額金	1,729
貸倒引当金	△ 109	繰延ヘッジ損益	3,333
		為替換算調整勘定	1,426
		退職給付に係る調整累計額	△ 3,190
		非支配株主持分	**2,107**
		純資産合計	**326,648**
資産合計	**1,373,640**	**負債純資産合計**	**1,373,640**

連結損益計算書

（2019年４月１日から2020年３月31日まで）

科目	金額（百万円）
営業収益	**733,187**
電気事業営業収益	631,479
その他事業営業収益	101,708
営業費用	**701,899**
電気事業営業費用	611,308
その他事業営業費用	90,591
売上原価	77,181
販売費及び一般管理費	13,409
営業利益	**31,288**
営業外収益	**5,258**
受取配当金	1,141
受取利息	599
有価証券売却益	2
為替差益	2,254
持分法による投資利益	647
その他	612
営業外費用	**8,595**
支払利息	6,117
有価証券評価損	1,848
その他	629
経常利益	**27,952**
特別損失	**1,772**
減損損失	1,772
税金等調整前当期純利益	**26,180**
法人税等	**7,919**
法人税，住民税及び事業税	6,360
法人税等調整額	1,559
当期純利益	**18,260**
非支配株主に帰属する当期純利益	**167**
親会社株主に帰属する当期純利益	**18,092**

貸　借　対　照　表

（2020年３月31日現在）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額（百万円）	科目	金額（百万円）
固定資産	**1,137,920**	**固定負債**	**805,520**
電気事業固定資産	687,254	社債	319,987
水力発電設備	66,015	長期借入金	322,860
汽力発電設備	78,080	長期未払債務	738
原子力発電設備	107,424	退職給付引当金	12,562
内燃力発電設備	24	資産除去債務	124,731
新エネルギー等発電設備	305	雑固定負債	24,639
送電設備	123,330		
変電設備	77,401	**流動負債**	**186,242**
配電設備	209,201	1年以内に期限到来の固定負債	71,640
業務設備	25,195	買掛金	21,007
貸付設備	274	未払金	3,458
附帯事業固定資産	2,950	未払費用	37,292
事業外固定資産	170	未払税金	12,366
固定資産仮勘定	172,901	預り金	1,203
建設仮勘定	109,847	関係会社短期債務	28,702
除却仮勘定	387	諸前受金	10,410
原子力廃止関連仮勘定	43,633	雑流動負債	161
使用済燃料再処理関連加工仮勘定	19,032		
核燃料	93,461	**引当金**	**7,811**
加工中等核燃料	93,461	渇水準備引当金	7,811
投資その他の資産	181,183	**負債合計**	**999,574**
長期投資	49,350		
関係会社長期投資	97,893	**株主資本**	**283,220**
長期前払費用	6,249	資本金	145,551
前払年金費用	5,804	資本剰余金	35,198
繰延税金資産	21,913	資本準備金	35,198
貸倒引当金（貸方）	△ 27	利益剰余金	140,943
		利益準備金	32,819
流動資産	**151,886**	その他利益剰余金	108,124
現金及び預金	49,260	海外投資等損失準備金	2
売掛金	68,228	繰越利益剰余金	108,121
諸未収入金	4,417	自己株式	△ 38,473
貯蔵品	18,608		
前払費用	548	**評価・換算差額等**	**7,012**
関係会社短期債権	5,530	その他有価証券評価差額金	1,865
雑流動資産	6,751	繰延ヘッジ損益	5,147
貸倒引当金（貸方）	△ 1,458		
		純資産合計	**290,233**
合計	**1,289,807**	**合計**	**1,289,807**

損　益　計　算　書

（2019年４月１日から2020年３月31日まで）

費用の部		収益の部	
科目	金額（百万円）	科目	金額（百万円）
営業費用	**626,666**	**営業収益**	**646,373**
電気事業営業費用	**614,673**	**電気事業営業収益**	**632,716**
水力発電費	13,524	電灯料	196,177
汽力発電費	109,150	電力料	250,869
原子力発電費	70,036	地帯間販売電力料	604
内燃力発電費	9	他社販売電力料	57,609
新エネルギー等発電費	57	託送収益	21,636
地帯間購入電力料	784	事業者間精算収益	4,489
他社購入電力料	197,769	再エネ特措法交付金	96,272
送電費	27,066	電気事業雑収益	4,888
変電費	13,135	貸付設備収益	169
配電費	56,151		
販売費	22,762		
貸付設備費	71		
一般管理費	29,739		
接続供給託送料	1,718		
原子力廃止関連仮勘定償却費	520		
再エネ特措法納付金	57,586		
電源開発促進税	9,484		
事業税	5,345		
電力費振替勘定（貸方）	△ 240		
附帯事業営業費用	**11,992**	**附帯事業営業収益**	**13,656**
ガス供給事業営業費用	6,132	ガス供給事業営業収益	6,806
石炭販売事業営業費用	3,179	石炭販売事業営業収益	3,300
熱供給事業営業費用	829	熱供給事業営業収益	1,065
その他附帯事業営業費用	1,850	その他附帯事業営業収益	2,483
営業利益	**(19,707)**		
営業外費用	**7,264**	**営業外収益**	**7,026**
財務費用	**6,284**	**財務収益**	**4,184**
支払利息	6,115	受取配当金	3,337
社債発行費	169	受取利息	846
事業外費用	**979**	**事業外収益**	**2,841**
固定資産売却損	7	固定資産売却益	3
有価証券評価損	676	為替差益	2,272
雑損失	296	雑収益	566
当期経常費用合計	**633,930**	**当期経常収益合計**	**653,399**
当期経常利益	**19,468**		
特別損失	**266**		
減損損失	266		
税引前当期純利益	**19,202**		
法人税等	**4,681**		
法人税等	2,525		
法人税等調整額	2,155		
当期純利益	**14,520**		

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年 5 月12日

四国電力株式会社
取 締 役 会　御中

有限責任監査法人 トーマツ
高　松　事　務　所

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士 川　合　弘　泰 ㊞

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士 久　保　誉　一 ㊞

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士 池　田　哲　也 ㊞

監査意見

当監査法人は，会社法第444条第 4 項の規定に基づき，四国電力株式会社の2019年 4 月 1 日から2020年 3 月31日までの連結会計年度の連結計算書類，すなわち，連結貸借対照表，連結損益計算書，連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は，上記の連結計算書類が，我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して，四国電力株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を，全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は，我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は，「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は，我が国における職業倫理に関する規定に従って，会社及び連結子会社から独立しており，また，監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は，意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は，我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには，不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり，経営者は，継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し，我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は，財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は，監査人が実施した監査に基づいて，全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て，監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は，不正又は誤謬により発生する可能性があり，個別に又は集計すると，連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に，重要性があると判断される。

監査人は，我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って，監査の過程を通じて，職業的専門家としての判断を行い，職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し，評価する。また，重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し，実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに，意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　連結計算書類の監査の目的は，内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが，監査人は，リスク評価の実施に際して，状況に応じた適切な監査手続を立案するために，監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性，並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか，また，入手した監査証拠に基づき，継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は，監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること，又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は，連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は，監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが，将来の事象や状況により，企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　連結計算書類の表示及び注記事項が，我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに，関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示，構成及び内容，並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・　連結計算書類に対する意見を表明するために，会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は，連結計算書類の監査に関する指示，監督及び実施に関して責任がある。監査人は，単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は，監査等委員会に対して，計画した監査の範囲とその実施時期，監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項，及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は，監査等委員会に対して，独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと，並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項，及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には，公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年 5 月12日

四国電力株式会社
取 締 役 会　御中

有限責任監査法人 トーマツ
高　松　事　務　所

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士 川　合　弘　泰 ㊞

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士 久　保　誉　一 ㊞

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士 池　田　哲　也 ㊞

監査意見

当監査法人は，会社法第436条第 2 項第 1 号の規定に基づき，四国電力株式会社の 2019年 4 月 1 日から2020年 3 月31日までの第96期事業年度の計算書類，すなわち，貸借対照表，損益計算書，株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は，上記の計算書類等が，我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して，当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を，すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は，我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は，「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は，我が国における職業倫理に関する規定に従って，会社から独立しており，また，監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は，意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は，我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには，不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり，経営者は，継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し，我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は，財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は，監査人が実施した監査に基づいて，全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て，監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は，不正又は誤謬により発生する可能性があり，個別に又は集計すると，計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に，重要性があると判断される。

監査人は，我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って，監査の過程を通じて，職業的専門家としての判断を行い，職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し，評価する。また，重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し，実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに，意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　計算書類等の監査の目的は，内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが，監査人は，リスク評価の実施に際して，状況に応じた適切な監査手続を立案するために，監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性，並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか，また，入手した監査証拠に基づき，継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は，監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること，又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は，計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は，監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが，将来の事象や状況により，企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　計算書類等の表示及び注記事項が，我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに，関連する注記事項を含めた計算書類等の表示，構成及び内容，並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は，監査等委員会に対して，計画した監査の範囲とその実施時期，監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項，及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は，監査等委員会に対して，独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと，並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項，及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には，公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は，2019年４月１日から2020年３月31日までの第96期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は，会社法第399条の13第１項第１号ロおよびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け，必要に応じて説明を求め，意見を表明するとともに，下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針，職務の分担等に従い，会社の内部監査部門と連携の上，重要な会議に出席し，取締役および使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け，必要に応じて説明を求め，重要な書類を閲覧し，本店および主要な事業所において業務および財産の状況を調査しました。また，子会社については，子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り，子会社から事業の報告を受け，必要に応じて説明を求めました。

②会計監査人が独立の立場を保持し，かつ，適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに，会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け，必要に応じて説明を求めました。また，会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け，必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき，当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書，連結計算書類（連結貸借対照表，連結損益計算書，連結株主資本等変動計算書および連結注記表）ならびに計算書類（貸借対照表，損益計算書，株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告およびその附属明細書は，法令および定款に従い，会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また，当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても，指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

2020年５月19日

四国電力株式会社 監査等委員会

監査等委員(常勤) 監査等委員会委員長	新 井 裕 史	㊞
監査等委員(常勤)	川 原 央	㊞
監査等委員	森 田 浩 治	㊞
監査等委員	井 原 理 代	㊞
監査等委員	竹 内 克 之	㊞
監査等委員	香 川 亮 平	㊞

（注） 監査等委員 森田浩治，井原理代，竹内克之および香川亮平は，会社法第２条第15号および第331条第６項に定める社外取締役であります。

以 上

MEMO

株式Information

■株式分布（所有者別）

（2020年3月31日現在）

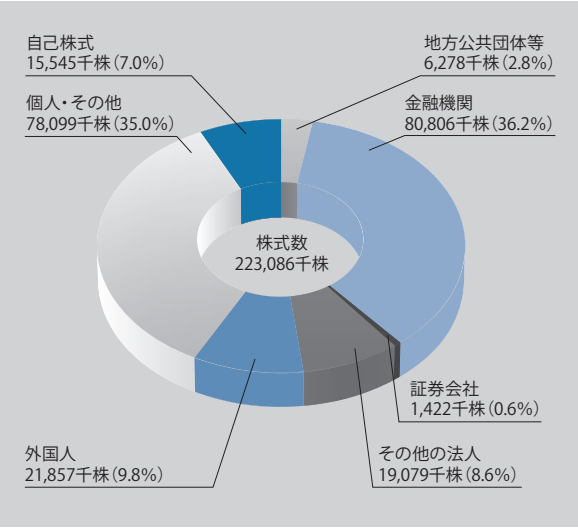

■株主分布（地域別）

（2020年3月31日現在）

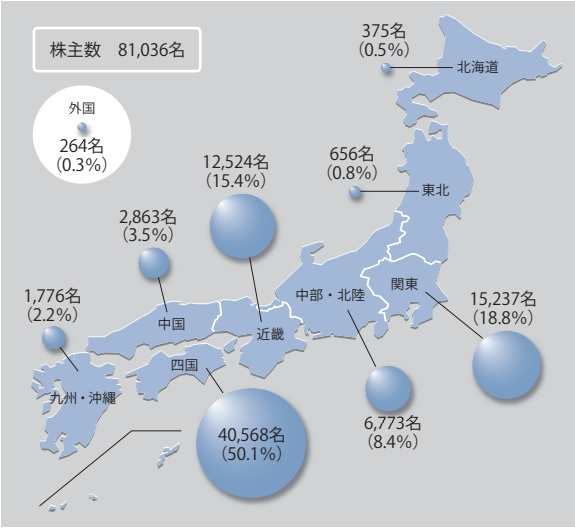

■当社株価と出来高推移（東京証券取引所）

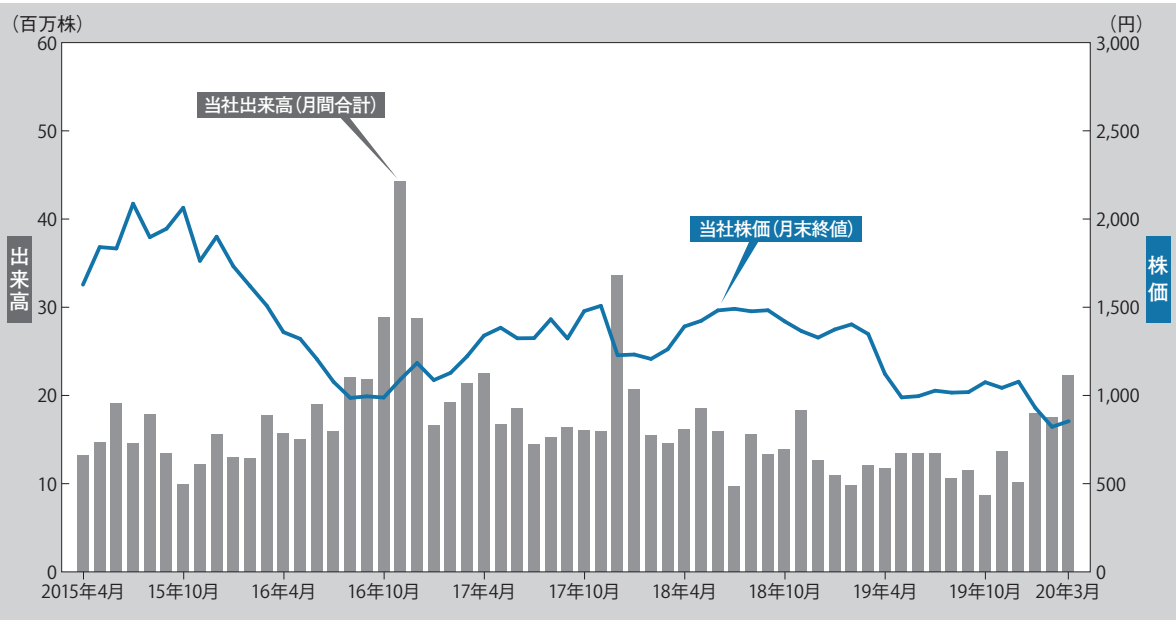

株主メモ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月
公告方法	電子公告により，当社のホームページに掲載いたします。 〈https://www.yonden.co.jp/〉 ただし，事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができないときは，高松市において発行する四国新聞に掲載いたします。
株主名簿管理人および特別口座の口座管理機関	東京都千代田区丸の内1丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
株主名簿管理人事務取扱場所	大阪市中央区北浜4丁目5番33号 三井住友信託銀行株式会社　証券代行部
（郵便物送付先）	〒168-0063　東京都杉並区和泉2丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社　証券代行部
（電話お問い合わせ先）	**0120-782-031（通話料無料）** 受付時間：9時～17時（土，日，祝日等を除く。）

株式に関するお問い合わせおよびお手続きは以下の窓口にお申し出ください。

証券会社に口座を開設されている株主さま	**お取り引き先の証券会社**にお申し出ください。
証券会社に口座を開設されていない株主さま	**三井住友信託銀行　証券代行部**にお申し出ください。

株式に関するお手続きの際には，あらかじめ上記の窓口までご連絡いただきますと，お手続きに必要な書類をご確認いただけます。

なお，受け取られていない配当金に関するお問い合わせにつきましては，証券会社の口座開設の有無にかかわらず，上記の三井住友信託銀行 証券代行部にお申し出ください。

自然環境に配慮して，再生紙と植物油インキを使用しています。